



2023年4月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 C o m i n i x
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 柳 川 重 昌
コ ー ド 番 号 3 1 7 3 東 証 プ ラ イ ム 市 場
本 社 所 在 地 大 阪 市 中 央 区 南 本 町 1-8-14
間 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 兼 経 営 企 画 室 長 林 祐 介
電 話 番 号 0 6 - 7 6 6 3 - 8 2 0 8 (代 表)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更、代表取締役の異動（追加選定） および役員の異動に関するお知らせ

当社は、2023年4月14日開催の取締役会において、2023年6月23日開催予定の第74回定時株主総会で承認決議されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議するとともに、同定時株主総会において、定款の一部変更、代表取締役の異動（追加選定）、および役員の異動を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するものです。

(2) 移行の時期

2023年6月23日開催予定の第74回定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会

の決議をもって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を設けるものであります。また、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結できる役員の範囲を変更するものであります。なお、現行定款第29条の2の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- ③ 役付執行役員制の導入に伴い、経営体制の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、取締役の員数の上限を減少させるとともに、執行役員及び役付執行役員に関する規定を追加するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月23日(予定)
定款変更の効力発生日	2023年6月23日(予定)

3. 代表取締役の異動(2023年6月23日付)

(1) 異動の理由

経営体制の一層の強化、充実を図るため、代表取締役を1名追加選定するものです。

(2) 異動の内容

【氏名】	【新役職名】
<small>やながわ しゅういち</small> 柳川 修一	代表取締役社長執行役員

(2) 新任代表取締役の略歴

氏名	柳川 修一(やながわ しゅういち)
生年月日	1978年11月3日
学歴	摂南大学 工学部 経営工学科 卒業
略歴	2001年4月 当社入社 2016年2月 中阪貿易(上海)有限公司 広州分公司営業部長 2021年4月 執行役員 中阪貿易(上海)有限公司総経理 2022年4月 執行役員 当社第二営業本部長 兼広州加茂川国際貿易有限公司 董事長 2022年6月 取締役 当社第二営業本部長 兼広州加茂川国際貿易有限公司 董事長(現任)
所有株式数	425,600株(2023年3月31日現在)

4. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事（2023年6月23日付）

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者

氏名	新役職名	現役職名	備考
柳川 重昌	代表取締役会長	代表取締役社長	再任
柳川 修一	代表取締役社長執行役員	取締役第二営業本部長	再任
田中 秀樹	取締役専務執行役員 海外事業部 事業部長	専務取締役海外事業部 事業部長	再任
澤口 典宏	取締役常務執行役員	常務取締役	再任
林 祐介	取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画室長	常務取締役管理本部長兼経営企画室長	再任
渡部 哲郎	取締役上席執行役員 第一営業本部長	取締役第一営業本部長	再任
市川 直	社外取締役	社外取締役	再任
森 常德	社外取締役	—	新任

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	現役職名	備考
東 伸裕	取締役 監査等委員（常勤）	常勤監査役	新任
明松 優	社外取締役 監査等委員	社外監査役	新任
新井 信彦	社外取締役 監査等委員	社外監査役	新任

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	現役職名	備考
塩路 広海	補欠社外取締役 監査等委員	補欠監査役	—

(4) 退任予定取締役（2023年6月23日開催予定の第74回定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	新役職名	現役職名	備考
寺田 義博	シニアアドバイザー	社外取締役	任期満了

以 上

(下線部が変更部分です。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p>
第2章 株式	第2章 株式
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議、<u>又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役によって選定し、公告する。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会、又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。</u></p>
第3章 株主総会	第3章 株主総会

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>が招集する。但し、<u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. 株主総会においては、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。但し、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>11名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了す</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>9名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である者を除く。)</u>の</p>

現行定款	変更案
<p>る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員により、又は補欠として選任された取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>5. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選に係る決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるとき</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手續</p>

現行定款	変更案
<p>は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第24条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p>	<p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p>
<p>3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>3. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から取締役会長を定めることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(執行役員)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第25条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</u></p>
	<p>2. <u>取締役会は、執行役員の中から、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p>
<p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>第26条 取締役会は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、<u>監査役</u>が当該決議事項につい</p>	<p>第27条 取締役会は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、<u>監査等委員である取締役</u>が当</p>

現行定款	変更案
<p>て異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、退職慰労金及び賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条の 2 (新設)</p> <p>当会社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠</p>	<p>該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第 28 条 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬、退職慰労金及び賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 当会社は、<u>取締役会の決議によって、取締役 (取締役であった者を含む。)</u> の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、<u>法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当会社は、<u>取締役 (業務執行取締役を除く。)</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当</p>

現行定款	変更案
<p>償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査等委員及び監査等委員会
<p><u>(監査役の数)</u> 第 30 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p><u>(監査役を選任する方法)</u> 第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> 3. <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u> 第 33 条 監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会は、監役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会議事録)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 38 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(社外監査役の責任免除)</u></p> <p>第 39 条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
	<p>(常勤の監査等委員) <u>第 33 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知) <u>第 34 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法) <u>第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録) <u>第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程) <u>第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
<p>第 40 条～41 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p>	<p>第 38 条～39 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p>

現行定款	変更案
第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第 40 条 会計監査人の報酬等は、取締役会で定めた代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 43 条～46 条 (条文省略)	第 41 条～44 条 (現行どおり)
附 則	附 則
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
(新設)	<p>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>第74回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>第74回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u></p>

以 上